

地層処分の国民的議論に向けて

原子力発電に伴い発生する高レベル放射性廃棄物は、
地下深部の安定した岩盤に「地層処分」することが世界共通の方法となっています。
そして、日本では法律※¹でも定められています。

過去 50 年以上にわたる原子力発電の利用により、
既に約 27,000 本※² 相当の高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）が存在していることに加え、
今後、GX※³ の実現に向け、発電時に二酸化炭素を排出せず、
出力が安定的であり自律性が高い原子力発電を脱炭素電源として最大限活用していくこととされています。

私たちは、原子力発電の利用に伴う廃棄物の処分にしっかり取り組まなければいけません。
全国の皆さまに地層処分事業に関心を持っていただき、社会全体の課題として全国的な議論にも広がるよう、
NUMO は透明性のある情報公開とともに全国各地で対話活動に取り組んでまいります。

※¹ 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律

※² 2025 年 3 月末現在に発生している使用済燃料（約 20,000tU）をすべてガラス固化体にしたと仮定した本数

※³ GX（グリーントランスフォーメーション）とは、化石燃料中心の経済社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、
経済社会システム全体の変革をすること。

原子力発電環境整備機構

理事長 山口 彰

